

兵庫県公報

令和2年3月10日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○ 平成29年兵庫県告示第400号（太陽光発電施設の設置等に関する基準）の一部改正（水大気課）…………… 1

告 示

兵庫県告示第276号

平成29年兵庫県告示第400号（太陽光発電施設の設置等に関する基準）の一部を次のように改正する。

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の平成29年兵庫県告示第400号の規定は、同日前に太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項（同条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は同条例第7条第1項の規定の例により同条例第15条第1項の規定による通知を行っているものについては、適用しない。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

表5の款中(2)の項を(3)の項とし、(1)の項の次に次のように加える。

(2) 動植物	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。
---------	---------------------------------